

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付等要綱（平成27年4月9日付け26生産第3468号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正	現行
米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付等要綱	米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付等要綱
(趣旨)	(趣旨)
第1 米政策の見直しを着実に実施していくためには、生産者及び集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る必要がある。このため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や <u>海外用</u> など他用途への販売を行う取組等を自主的に行う体制の整備に加え、産地・生産者と中食・外食事業者及び <u>新たな需要開拓に取り組む</u> 事業者等のニーズを踏まえた業務用米、新市場開拓用米等の安定取引の推進を支援する。	第1 米政策の見直しを着実に実施していくためには、生産者及び集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る必要がある。このため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や <u>輸出用</u> など他用途への販売を行う取組等を自主的に行う体制の整備に加え、産地・生産者と中食・外食事業者及び <u>輸出</u> 事業者等のニーズを踏まえた業務用米、新市場開拓用米等の安定取引の推進を支援する。 <u>また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデルの実証を支援する。</u>
(事業の内容)	(事業の内容)
第3 本事業において実施する事業の内容については、次の各号に掲げるものとする。	第3 本事業は、次に掲げる内容により構成するものとする。
(1) 周年供給・需要拡大支援 産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、主食用米を長期計画的に販売する取組、 <u>海外向け</u> ・業務用向け等の販売促進等の取組又は非主食用への販売の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。 <u>(削る。)</u>	(1) 周年供給・需要拡大支援 産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、主食用米を長期計画的に販売する取組、 <u>輸出向け</u> ・業務用向け等の販売促進等の取組又は非主食用への販売の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。
<u>(2) 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援</u> 業務用米、新市場開拓用米等に関し、産地・生産者と中食・外食事業者等それぞれのニーズを踏まえた安定的な取引を継続かつ拡大させて	<u>(2) 玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援</u> <u>米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデルの実証を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。</u> <u>(3) 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援</u> 業務用米、新市場開拓用米等に関し、産地・生産者と中食・外食事業者、 <u>輸出事業者</u> 等それぞれのニーズを踏まえた安定的な取引を継続かつ

いくことを目的とした商談会等の開催等の取組、米を利用した新たな商品開発等の取組に対する補助等又は新市場開拓用米の販売拡大の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。

(事業実施主体)

第4 (略)

(削る。)

2 第3第2号の事業の実施主体は、民間団体等であって農産局長が別に定める要件を満たし、農産局長が別に定める本事業の公募要領により選定されたものとする。

(流用の禁止)

第6 別表1の経費の欄に掲げる1及び2の支援に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(概算払)

第15 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定通知があり、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては農産局長、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、概算払の請求ができる経費は、別表1の経費の欄の1の(2)及び(3)並びに2の経費に限る。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

拡大させていくことを目的とした商談会等の開催等の取組、米を利用した新たな商品開発等の取組に対する補助等又は新市場開拓用米の販売拡大の取組を行うために必要な経費について、事業実施主体に補助する事業。

(事業実施主体)

第4 (略)

2 第3第2号の事業の実施主体は、民間団体等であって農産局長が別に定める要件を満たし、農産局長が別に定める本事業の公募要領により選定されたものとする。

3 第3第3号の事業の実施主体は、民間団体等であって農産局長が別に定める要件を満たし、農産局長が別に定める本事業の公募要領により選定されたものとする。

(流用の禁止)

第6 別表1の経費の欄に掲げる1から3の支援に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(概算払の請求)

第15 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定通知があり、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては農産局長、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、概算払の請求ができる経費は、別表1の経費の欄の1の(2)及び(3)、2並びに3の経費に限る。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第29 標助事業者は、第3第1号及び第2号の事業に係る第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15の規定による概算払請求、第16の規定による交付決定前の事業着手の届出、第17第1項の規定による事業遅延の届出、第18の規定による状況報告、第19第1項による実績報告、第19第2項の規定による年度終了実績報告及び第19第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面等について、当該書面等の一部又は全部をシステム以外の方法により提出することを妨げない。

2～4 （略）

第29 標助事業者は、第3第1号及び第3号の事業に係る第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15の規定による概算払請求、第16の規定による交付決定前の事業着手の届出、第17第1項の規定による事業遅延の届出、第18の規定による状況報告、第19第1項による実績報告、第19第2項の規定による年度終了実績報告及び第19第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面等について、当該書面等の一部又は全部をシステム以外の方法により提出することを妨げない。

2～4 （略）

別表1（第5、第6及び第14関係）

区分	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
米穀周年供給・需要拡大支援事業	本要綱に基づいて行う事業に係る次の <u>1及び2</u> に掲げる経費  1 周年供給・需要拡大支援に要する経費 (1) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に要する経費 (2) <u>海外向け</u> の販売促進等の取組に要する経費 (3) 業務用向け等の販売促進等の取組に要する経費 (4) 非主食用への販売の取組に要する経費	定額(農産局长が別に定める額とする。)  1/2以内  1/2以内  定額(農産局长が別に定める額とする。)	1 経費の欄に掲げる1(1)及び1(4)の相互間ににおける30%以内の増減  2 経費の欄に掲げる1(2)及び1(3)の相互間ににおける30%以内の増減  3 経費の欄に掲げる <u>2</u> (2)①及び <u>2</u> (2)②の相互間における30%以内の増減	1 補助事業者の名称変更以外の変更  2 事業費又は国庫補助金の <u>30%以内の減</u>  (削る。)  (削る。)

別表1（第5、第6及び第14関係）

区分	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
米穀周年供給・需要拡大支援事業	本要綱に基づいて行う事業に係る次の <u>1から3まで</u> に掲げる経費  1 周年供給・需要拡大支援に要する経費 (1) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に要する経費 (2) <u>輸出向け</u> の販売促進等の取組に要する経費 (3) 業務用向け等の販売促進等の取組に要する経費 (4) 非主食用への販売の取組に要する経費	定額(農産局长が別に定める額とする。)  1/2以内  1/2以内  定額(農産局长が別に定める額とする。)	1 経費の欄に掲げる1(1)及び1(4)の相互間ににおける30%以内の増減  2 経費の欄に掲げる1(2)及び1(3)の相互間ににおける30%以内の増減  3 経費の欄に掲げる <u>3</u> (2)①及び <u>3</u> (2)②の相互間における30%以内の増減	1 補助事業者の名称変更以外の変更  2 <u>次の(1)又は(2)の場合における</u> 事業費又は国庫補助金の減  <u>(1)30%以内の減</u>  <u>(2)新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業費補助金交付等要綱(令和4年1月21日付け3農産第2597号農林水産事務次官依</u>

(削る。)	(削る。)				<u>2 玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援に要する経費</u>	定額(農産局长が別に定める額とする。)		命通知)別表の事業内容の欄に掲げる1の事業を実施することによる、経費の欄に掲げる1の(1)の経費の減
<p><u>2 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援に要する経費</u></p> <p>(1) 業務用米等に係る商談会等の開催の取組に要する経費</p> <p>(2) 米を利用した新たな商品開発等の取組に要する経費</p> <p>① 新商品の開発・販路開拓のための環境整備</p> <p>② 事業実施者による新商品の開発・販路開拓</p> <p>(3) 新市場開拓用米の販売拡大の取組に要する経</p>	<p>定額(農産局长が別に定める額とする。)</p> <p>定額(農産局长が別に定める額とする。)、1/2以内</p> <p>定額(農産局长が別に定める額とする。)</p>	<p>3 事業費の30%以内の増</p>			<p><u>3 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援に要する経費</u></p> <p>(1) 業務用米等に係る商談会等の開催の取組に要する経費</p> <p>(2) 米を利用した新たな商品開発等の取組に要する経費</p> <p>① 新商品の開発・販路開拓のための環境整備</p> <p>② 事業実施者による新商品の開発・販路開拓</p> <p>(3) 新市場開拓用米の販売拡大の取組に要する経</p>	<p>定額(農産局长が別に定める額とする。)</p> <p>定額(農産局长が別に定める額とする。)、1/2以内</p> <p>定額(農産局长が別に定める額とする。)</p>	<p>3 事業費の30%以内の増</p>	

	費	る。)、1/2 以内										
	費	る。)、1/2 以内										
<b>別表2（第7関係）</b>		<b>別表2（第7関係）</b>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業者の区分</th><th>交付決定者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周年供給・需要拡大支援の補助事業者</td><td>地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあっては内閣府沖縄総合事務局長）</td></tr> <tr> <td>(削る。)</td><td>(削る。)</td></tr> <tr> <td>業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援の補助事業者</td><td>農林水産大臣</td></tr> </tbody> </table>					補助事業者の区分	交付決定者	周年供給・需要拡大支援の補助事業者	地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあっては内閣府沖縄総合事務局長）	(削る。)	(削る。)	業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援の補助事業者	農林水産大臣
補助事業者の区分	交付決定者											
周年供給・需要拡大支援の補助事業者	地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあっては内閣府沖縄総合事務局長）											
(削る。)	(削る。)											
業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援の補助事業者	農林水産大臣											
<b>別記様式第11号（第19第4項関係）</b> <p>○○年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金 (米穀周年供給・需要拡大支援事業) の消費税仕入控除税額報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>(交付決定者) 殿</p> <p>所在地 団体名 代表者氏名</p> <p>○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金について、米穀周年供給・需要拡大支援事業費</p>		<b>別記様式第11号（第19第4項関係）</b> <p>○○年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金 (米穀周年供給・需要拡大支援事業) の消費税仕入控除税額報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>(交付決定者) 殿</p> <p>所在地 団体名 代表者氏名</p> <p>○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金について、米穀周年供給・需要拡大支援事業費</p>										

<p>補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費税確定申告書の写し（税務署<u>受付済の</u>もの）</li> <li>(2)～(4) (略)</li> <li>2・3 (略)</li> </ul> <p>5・6 (略)</p> <p>(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署<u>受付済の</u>もの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料</li> <li>・（略）</li> <li>・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署<u>受付済の</u>もの）</li> <li>・（略）</li> <li>2・3 (略)</li> </ul>	<p>補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費税確定申告書の写し（税務署<u>の収受印等のある</u>もの）</li> <li>(2)～(4) (略)</li> <li>2・3 (略)</li> </ul> <p>5・6 (略)</p> <p>(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署<u>の収受印等のある</u>もの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料</li> <li>・（略）</li> <li>・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署<u>の収受印等のある</u>もの）</li> <li>・（略）</li> <li>2・3 (略)</li> </ul>
--	--

#### 附 則（令和5年3月31日 農産第5380号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

